

1. 法人基本情報

(1)都道府県区分 11 埼玉県	(2)市町村区分 203 川口市	(3)所轄庁区分 11203	(4)法人番号 2030005012853	(5)法人区分 01 一般法人	(6)活動状況 01 運営中
(7)法人の名称 社会福祉法人 白鳩会		(8)主たる事務所の住所 埼玉県 川口市 大字塚888番1		(9)主たる事務所の電話番号 048-296-3733	
(10)主たる事務所のFAX番号 048-296-4533		(11)従たる事務所の有無 1 有			
(12)従たる事務所の住所 埼玉県 川口市 大字塚888番1		(13)法人のホームページ http://shirobatokai.com			
(14)法人のメールアドレス jimukyoku@shirobatokai.com		(15)法人の設立認可年月日 平成22年12月13日			
(16)法人の設立登記年月日 平成22年12月16日					

2. 当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額（円）	0
-----------	---	-----------	---	----------------------	---

(3-1)評議員の氏名	(3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5)他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼任状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
小野間英雄	自営業	H29.4.1 ~ 平成33年6月定時評議員会の終結の時まで	1 有	2 無	1
山田源一郎	会社役員	H29.4.1 ~ 平成33年6月定時評議員会の終結の時まで	2 無	2 無	1
荒井 真道	住職	H29.4.1 ~ 平成33年6月定時評議員会の終結の時まで	2 無	2 無	0
前野修美	会社役員	H29.4.1 ~ 平成33年6月定時評議員会の終結の時まで	2 無	2 無	1
松坂野一	大学教授	H29.4.1 ~ 平成33年6月定時評議員会の終結の時まで	2 無	2 無	1
宮本洋平	営司	H29.4.1 ~ 平成33年6月定時評議員会の終結の時まで	2 無	2 無	1
吉野恵子	役員	H29.4.1 ~ 平成33年6月定時評議員会の終結の時まで	2 無	2 無	1

3. 当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額（円）	13,978,000	2 特例無
----------	---	----------	---	----------------------	------------	-------

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況	(3-13)前会計年度における理事会への出席回数
	(3-8)理事の任期	(3-9)理事要件の区分別該当状況		(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態		
松本静作	1 理事長（会長等含む。） H29.6.22 ~ 平成31年6月定時評議員会終結時	平成29年6月22日	2 非常勤	平成29年6月22日	会社員	2 無	3
松本佳和	2 業務執行理事（常務理事等含む。） H29.6.22 ~ 平成31年6月定時評議員会終結時	平成29年6月22日	2 非常勤	平成29年6月22日	会社員	1 有	3
山口正純	3 その他理事 H29.6.22 ~ 平成31年6月定時評議員会終結時	平成29年6月22日	2 非常勤	平成29年6月22日	住職	4 いずれも支給なし	3
船津徳英	3 その他理事 H29.6.22 ~ 平成31年6月定時評議員会終結時	平成29年6月22日	2 非常勤	平成29年6月22日	会社員	2 無	3
佐藤長徳	3 その他理事 H29.6.22 ~ 平成31年6月定時評議員会終結時	平成29年6月22日	1 常勤	平成29年6月22日	施設長	2 無	3
田中照昌	3 その他理事 H29.6.22 ~ 平成31年6月定時評議員会終結時	平成29年6月22日	2 非常勤	平成29年6月22日	聖阿会長	4 いずれも支給なし	3

4. 当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額（円）	0
----------	---	----------	---	---------------------	---

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日	(3-7)前会計年度における理事会への出席回数
	(3-4)監事の任期	(3-5)監事要件の区分別該当状況		
島田 勇	会社員 H29.6.22 ~ 平成31年6月定時評議員会迄	2 無	平成29年6月22日	3
齋川光男	会社員 H29.6.22 ~ 平成31年6月定時評議員会迄	6 財務管理に識見を有する者（その他） 1 有	平成29年6月22日	3

5. 前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）
				0
				0

6. 当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	4	③非常勤者の実数	1
		常勤換算数	4.0	常勤換算数	0.7
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	45	②常勤兼務者の実数	2	③非常勤者の実数	26
		常勤換算数	2.0	常勤換算数	14.1

7. 前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
					平成29年度第1回評議員会 第1号議案 平成28年度事業実績報告の件 1/3

平成29年6月22日	6	第2号議案 平成28年度決算報告書承認の件 第3号議案 役員選任の件 第4号議案 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程及び評議員運営規程等の承認の件
------------	---	---

(4)うち開催を省略した回数 0

8. 前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数		(3)理事会ごとの決議事項
	理事	監事	
平成29年6月9日	6	2	平成29年度第1回理事会 第1号議案 平成28年度事業実績報告について 第2号議案 平成28年度決算報告について 第3号議案 役員選任の件 第4号議案 定時評議員会の招集事項決議の件 第5号議案 短期借入れの件
平成29年6月22日	6	2	平成29年度第2回理事会 第1号議案 役員選任の件 第2号議案 理事長並びに業務執行理事の選任の件
平成30年3月30日	6	2	平成29年度第3回理事会 第1号議案 平成29年度補正予算案承認の件 第2号議案 平成30年度事業計画案承認の件 第3号議案 平成30年度予算案承認の件

(4)うち開催を省略した回数 0

前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	島田 勇 国川 光男
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	なし
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	なし

10. 前会計年度に実施した会計監査の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分	
(2)会計監査人による監査報告書	

11. 前会計年度における事業等の概要 - (1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称						
		③事業所の所在地	④社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)		
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積	イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)
001	さくらの里拠点区分事業活動計算書	01030202	特別養護老人ホーム(介護福祉サービス)	埼玉県 川口市 大字家888番1	62,500	433,330,000	770,200,000	1,203,592,500	平成24年4月1日	100	1,183	4,941.480	

11. 前会計年度における事業等の概要 - (2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称						
		③事業所の所在地	④社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)		
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積	イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)

11. 前会計年度における事業等の概要 - (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称				②事業所の名称						
		③事業所の所在地	④社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月)利用者延べ総数(人/年)		
		ア 建設費	(ア) 建設年月日	(イ) 自己資金額(円)	(ウ) 補助金額(円)	(エ) 借入金額(円)	(オ) 建設費合計額(円)	ウ 延べ床面積	イ 大規模修繕	(ア) - 1 修繕年月日(1回目)	(ア) - 2 修繕年月日(2回目)	(ア) - 3 修繕年月日(3回目)	(ア) - 4 修繕年月日(4回目)

11. 前会計年度における事業等の概要 - (4)備考

入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重する。また、施設サービスの計画に基づき、居宅における生復帰を念頭におき、入居者様が相互に社会的環境を築き、自律的な日常生活を営むための支援を目的とする。また、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、行政、居宅介護支援事業者、在宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する事業者と密接な連携に努める。サービス提供にあたっては、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮する必要があることから、一人ひとりの入居者様について、個性、心身の状況、入居に至るまでの生活歴との中で培われてきた生活様式や生活習慣を具体的に把握し、その日常

生活上の活動を適切に援助するものとする。

11-2. うち地域における公益的な取組（地域公益事業含む）（再掲）

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	

12. 社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況 (社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません)

(1) 社会福祉充実残額の総額 (円)	0
(2) 社会福祉充実計画における計画額 (計画期間中の総額)	
①社会福祉事業又は公益事業 (社会福祉事業に類する小規模事業) (円)	0
②地域公益事業 (円)	0
③公益事業 (円)	0
④合計額 (①+②+③) (円)	0
(3) 社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業 (社会福祉事業に類する小規模事業) (円)	0
②地域公益事業 (円)	0
③公益事業 (円)	0
④合計額 (①+②+③) (円)	0
(4) 社会福祉充実計画の実施期間	~ <input type="text"/>

13. 透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組	
①任意事項の公表の有無	
①事業報告	1 有
②財産目録	1 有
③事業計画書	1 有
④第三者評価結果	3 該当なし
⑤苦情処理結果	1 有
⑥監事監査結果	1 有
⑦附属明細書	1 有
(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況	
①事業運営に係る公費 (円)	345,745,477
②施設・設備に係る公費 (円)	0
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額 (円)	75,162,656
(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について	
施設名	直近の受審年度

14. ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況	
①実施者の区分	<input type="text"/>
②実施者の氏名 (法人の場合は法人名)	<input type="text"/>
③業務内容	<input type="text"/>
④費用 [年額] (円)	<input type="text"/>
(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況	
①所轄庁から求められた改善事項	<input type="text"/>
②実施した改善内容	<input type="text"/>

15. その他

退職手当制度の加入状況等 (複数回答可)	
① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度 ((独)福祉医療機構) に加入	2 無
② 中小企業退職金共済制度 ((独)勤労者退職金共済機構) に加入	2 無
③ 特定退職金共済制度 (商工会議所) に加入	2 無
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入 (他の退職手当制度に加入 (具体的に: ●●●))	2 無
⑤ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無
⑥ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無

## 社会福祉法人白鳩会 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人白鳩会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法第四十五条の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 理事長とは、代表理事として法人を代表しその業務を執行する者をいう。
- (3) 業務執行理事とは、理事長を補佐し法人の業務を執行すると共に、理事長に事故あるとき、又は欠けたときには理事長の業務執行に係る職務を代行する者をいう。
- (4) 非常勤役員等とは、役員のうち、理事長、業務執行理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、社会福祉法第四十五条の三十五で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 当法人は理事長、業務執行理事及び非常勤役員職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事長及び業務執行理事の報酬は、別表第1に定める金額の範囲内とする。
- 3 前項に定める報酬のほか理事長及び業務執行理事には、通勤手当を支給することができる。
- 4 非常勤役員等に対する費用は別表第1に定める額とする。

### (定例報酬の額の決定)

第4条 当法人の理事長及び業務執行理事の定例報酬月額、別表1の金額の範囲内で理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬の支払い方法)

- 第5条 役員等の報酬は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。  
ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。
- 2 役員等が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

- 第6条 役員等の報酬(特別手当を除く。)はその月の月額を翌月15日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前の金融機関営業日迄に支給する。

(費用)

- 第7条 当法人は、役員等がその職務の遂行に当って負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 2 理事長及び業務執行理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。
- 3 通勤手当の月額を、実費額とする。
- 4 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事会で定めるものとする。

(日割計算)

- 第8条 新たに役員になった者には、その日から報酬(通勤手当を除く。以下この条について同じ。)を支給する。
- 2 役員が退職し又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
- 3 役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
- 4 第1項又は第2項に規定により報酬を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(単数の処理)

- 第9条 この規程により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切

り上げるものとする。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第四十五条の三十五に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第11条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

#### 別表第1

役職等	報酬等の上限額
理事長	年間総額 500万円までの範囲内
業務執行理事	年間総額 350万円までの範囲内
非常勤理事	理事会出席の都度、 交通費実費及び交通諸経費として一人 6,000円
評議員	評議員会出席の都度、 交通費実費及び交通諸経費として一人 6,000円
監事	理事会及び評議員会又は重要な会議等への出席の都度、 交通費実費及び交通諸経費として一人 6,000円

#### 附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

# 社会福祉法人 白鳩会定款

## 第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下法人という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

(イ) 特別養護老人ホームの経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人白鳩会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事業所の所在地)

第四条 この法人の事務所を埼玉県川口市大字峯888番1に置く。

## 第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営

についての細則は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

- 2 前項の基準を定めるにあつては、民間業者の役員の報酬等及び従業員の給与、この法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定めるものとし、公表しなければならない。

### 第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認

(9) 解散

(10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）

(11) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後三ヵ月以内に一回開催するほか、必要がある場合に開催する。

2 評議員会運営は、この定款による他、別に定めるところによる。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第一三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項及び別に定めるところによる決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

3 第2項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに記名押印することができる。

## 第四章 役員及び職員

### (役員の数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を、理事長とする。
  - 3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

### (役員を選任)

第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

### (理事の職務及び権限)

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年に四ヵ月を超える間隔で二回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### (監事の職務及び権限)

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令及び別に定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### (役員任期)

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### (役員解任)

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解

任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第二二条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引についての重要な事項を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事項を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

3 前2項の取扱いについては、別に定める規程によるものとする。

(役員賠償責任)

第二三条 理事、監事はその職務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、この責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。

(職員)

第二四条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章 理事会

(構成)

第二五条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二六条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものに



888番4	490.03 平方メートル
888番5	34.00 平方メートル
888番9	253.33 平方メートル
888番11	8.09 平方メートル
889番1	241.71 平方メートル
890番1	1,239.74 平方メートル
891番1	195.13 平方メートル
895番3	26.65 平方メートル

所在の特別養護老人ホームさくらの里敷地 計 4,695.59 平方メートル

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない

#### (基本財産の処分)

第三一条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二の以上の同意及び評議員会の承認を得て、川口市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、川口市長の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

#### (資産の管理)

第三二条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

#### (事業計画及び収支予算)

第三三条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第三四条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の付属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の付属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三五条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三六条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三七条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

## 第七章 解散

(解散)

第三八条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三九条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人から選出されたものに帰属する。

## 第八章 定款の変更

(定款の変更)

第四〇条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、川口市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を川口市長に届け出なければならない。

## 第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四一条 この法人の公告は、社会福祉法人白鳩会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四二条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	松 本	静 作
理 事	松 本	佳 和
〃	山 口	正 純
〃	芝 野	勝 利
〃	宮 原	美 子
〃	小野間	英 雄
監 事	若 木	瑛 千
〃	佐 藤	誠

附 則

この定款は、平成22年12月16日から施行する。

附 則

この定款は、平成23年 2月 2日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年 3月13日から施行する。

附 則

この定款は、平成25年 6月17日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。